

一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会 組織及び運営規程

第1章 総 則

(通 則)

第1条 一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会の会員及び組織並びに運営については、この法人の定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 会 員

(正会員)

第2条 定款第5条第1項第1号に定める正会員は、ランドスケープコンサルタント業を営む法人又は個人であって、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 建設コンサルタント登録規程(国土交通省告示)第2条別表に定める造園部門又はこれに関連する部門に登録し、当該登録後1箇年以上経過していること
- 二 登録ランドスケープアーキテクト(R L A)資格制度実施規程の定めにより登録した登録ランドスケープアーキテクト(R L A)、技術士法の定めにより登録した建設部門等のランドスケープ関連部門の技術士又はこれらと同等の資格を有する技術者1名以上が常勤し、業務を行っていること

(協会代表者)

第3条 定款第7条に定める協会代表者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 法人たる正会員にあっては、その代表権を有する者(以下「代表権者」という。)又はランドスケープコンサルタント業務に携わる部署の技術管理者、責任者等で代表権者から委任を受けた者
- 二 法人又は団体たる賛助会員にあっては、その代表権者又はランドスケープ関連部署の責任者、その他代表権者から委任を受けた者

(会員の種別変更)

第4条 賛助会員が第2条に定める正会員の要件を満たし、会員の種別変更を会長に申し出たときは、理事会の承認を得て正会員になることができる。この場合、正会員への入会金は免除する。

(資料の提出)

第5条 会員は、この法人からその目的達成のため必要な資料の提出を求められたときは、これに協力しなければならない。

(職員の参加)

第6条 会員は、この法人が行う事業に所属する職員の参加を求められたときには、これに協力しなければならない。

(倫理)

第7条 会員は、この法人の秩序又は信用を害し、会員としての品位を失うような行為をしてはならない。

2 会員の業務倫理要綱は、会長が別に定めるものとする。

第3章 役員

(届出)

第8条 理事及び監事に異動を生じた場合は、速やかに、履歴書及び役員就任承諾書を作成し、会長に提出するものとする。

第4章 委員会

(種別)

第9条 定款第42条の規定に基づき、常置の委員会（以下「常任委員会」という。）として次の委員会を置く。

- 一 総務委員会
- 二 国際委員会
- 三 業務委員会
- 四 技術委員会
- 五 R L A資格制度運営委員会
- 六 広報委員会

2 必要に応じて理事会が承認した特定の事項について調査、研究等の業務を行う委員会(以下「特別委員会」という。)を置くことができる。ただし、当該特別委員会の業務が終了したときは解散するものとする。

(常任委員会の機能等)

第10条 常任委員会の各委員会は、この法人の運営に係る諸事項を分担し、それぞれの業務を処理する。

2 総務委員会においては、次の事項を処理する。

- 一 総会、理事会及びその他の会議に関すること
- 二 この法人の収入、支出及び資産の管理に関すること
- 三 会員の入退会に関すること
- 四 この法人の管理運営（事業計画・予算・事業報告・決算・会員サービス・その他）に関すること
- 五 この法人の事業の企画及び運営に関すること。ただし、他の委員会に所掌するものは除く
- 六 ランドスケープに関する技術の向上及び知識の普及啓発に関すること。ただし、他の委員会に所掌するものは除く

- 七 諸機関等との交流並びに関連活動への協力に関すること
 - 八 前各号に掲げるもののほか、他の委員会に属さない事項
- 3 国際委員会においては、次の事項を処理する。
- 一 この法人の目的とする事業で、国際協調の推進に関すること
 - 二 前号に掲げる事項に係る諸機関等との交流並びに関連活動の協力に関すること
- 4 業務委員会においては、次の事項を処理する。
- 一 報酬についての資料の収集、研究及び年度における基準の作成に関すること
 - 二 設計標準仕様書の作成に必要な資料の収集及び研究並びに作成に関すること
 - 三 正会員の業務実態を調査研究し、業務の改善及び指導に関すること
 - 四 前各号に掲げるものの普及啓発に関すること
- 5 技術委員会においては、次の事項を処理する。
- 一 ランドスケープに関する技術の向上についての調査及び研究に関すること
 - 二 講演会、研修会、見学会等の企画及び運営に関すること
 - 三 会員の業務成果の表彰に関すること
- 6 R L A資格制度運営委員会においては、次の事項を処理する。
- 一 R L A資格制度の運営に関すること
 - 二 R L A資格制度の普及啓発に関すること
- 7 広報委員会においては、次の事項を処理する。
- 一 この法人の広報に関すること
 - 二 機関誌等の刊行に関すること

(構成)

第11条 委員会に委員長1名、副委員長1名、委員を置くものとする。必要に応じ副委員長2名を置くことができるものとする。

(任命)

第12条 委員会の委員長、副委員長ならびに委員は、会長が会員のなかから理事会に諮って委嘱するものとする。なお、必要のあるときは、会員外の専門家を理事会の承認を得て委員に委嘱することができるものとする。

2 委員長、副委員長ならびに委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 任期満了後においても、後任者が就任し、業務を継承するまではなおその職務を行うものとする。

4 補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第13条 委員長は、委員会処理事項を遂行し、次のことを行うものとする。

- 一 委員会の招集
- 二 毎年度末に当該年度内の事業概要を、またその業務を結了したときは、その経過

及び成果を理事会に出席し、報告すること

三 次年度事業計画・予算(案)及び当該年度の事業報告・決算(案)を理事会に出席し、提案等を行うこと

(副委員長の職務)

第14条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時は、その職務を代行する。

(発表)

第15条 委員会は、調査研究の成果を外部に発表するときは、理事会の承認を得るものとする。

第5章 研究会

(研究会)

第16条 定款43条第2項の会長が別途定める研究会に関する必要な事項として、名称、目的、活動内容、組織構成等を定めた要綱を作成し、理事会の承認のもと研究会を運営する。

第6章 支部

(支部の設置及び所掌地域)

第17条 この法人の運営を円滑かつ効果的にするため必要な地域に支部を設置する。

(支部の事業)

第18条 支部は次のことを行うものとする。

- 一 定款第4条に定めるこの法人の事業活動
- 二 その他、支部が必要とする事業活動

(支部の設立等)

第19条 支部の設立は、所掌地域の会員(定款第5条第1項第1号及び第2号に基づく会員。)3社以上で申請するものとする。

2 設立発起人は、設立趣意に関する書類を付して、会長に設立の申請をするものとする。

3 会長は、前項の設立申請があったときは、理事会の承認を得てこの法人の総会に諮るものとする。

4 支部は、前項の総会の議決をもって設立するものとする。

(支部会員)

第20条 会員は、本社所在の地域の支部に所属するものとする。ただし、会長が特に認めた場合は、本社所在の地域の支部に代わって、本社所在地域以外の支部に所属することができる。

2 支部を構成する会員は、その地域に本社を有する会員及びその地域内にある会員の支店、営業所等とする。

(支部長の選任)

第21条 支部長は、支部総会で支部長候補者として選出し、理事会の議決により選任する。

2 支部長は、支部に関する会務を統轄するものとする。

(支部の運営)

第22条 支部の運営は、この法人の運営に準拠して行う。

2 支部における規則等は、この法人の定款及びこの規程に準拠して作成し、支部総会の議決を得て、理事会の承認を得るものとする。

(支部による地域活性化事業)

第23条 支部は、定款第4条に基づく事業を予算の範囲内において、地域活性化事業として実施することが出来る。この場合、理事会の承認を得て経費を助成する。

(会 議)

第24条 支部の連携を図るため、支部連絡会議を開催するものとする。

(報告・承認事項)

第25条 支部長は、この規程で定めるもの及びその他諸規程に定めるもののほか、次の事項については、会長に提出するものとする。

一 支部会員及び役員の異動

二 支部の事業計画及び予算書については、毎事業年度の開始1ヶ月前までに支部長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

三 支部の事業報告及び決算については、毎事業年度の終了後30日以内に支部長が作成し、理事会の承認の後、総会の議決を得なければならない。

第7章 補 則

(委 任)

第26条 この規程に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

付 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、昭和61年6月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成2年6月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成12年6月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成14年5月24日から施行する。

この規程の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

(平成17年5月20日総会議決)

この規程の一部改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 24 年 5 月 30 日総会議決)

この規程の一部改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 25 年 5 月 30 日総会議決)

この規程の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 26 年 5 月 29 日総会決議)

この規程の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 27 年 5 月 28 日総会決議)

この規程の一部改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 28 年 5 月 27 日総会決議)

この規程の一部改正は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

(平成 30 年 5 月 30 日総会決議)

この規程の一部改正は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

(令和 2 年 5 月 29 日総会決議)

別記 1

(第 17 条関係)

支 部	所 掌 地 域
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
中部	岐阜、静岡、愛知、三重、富山、石川
関西	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄